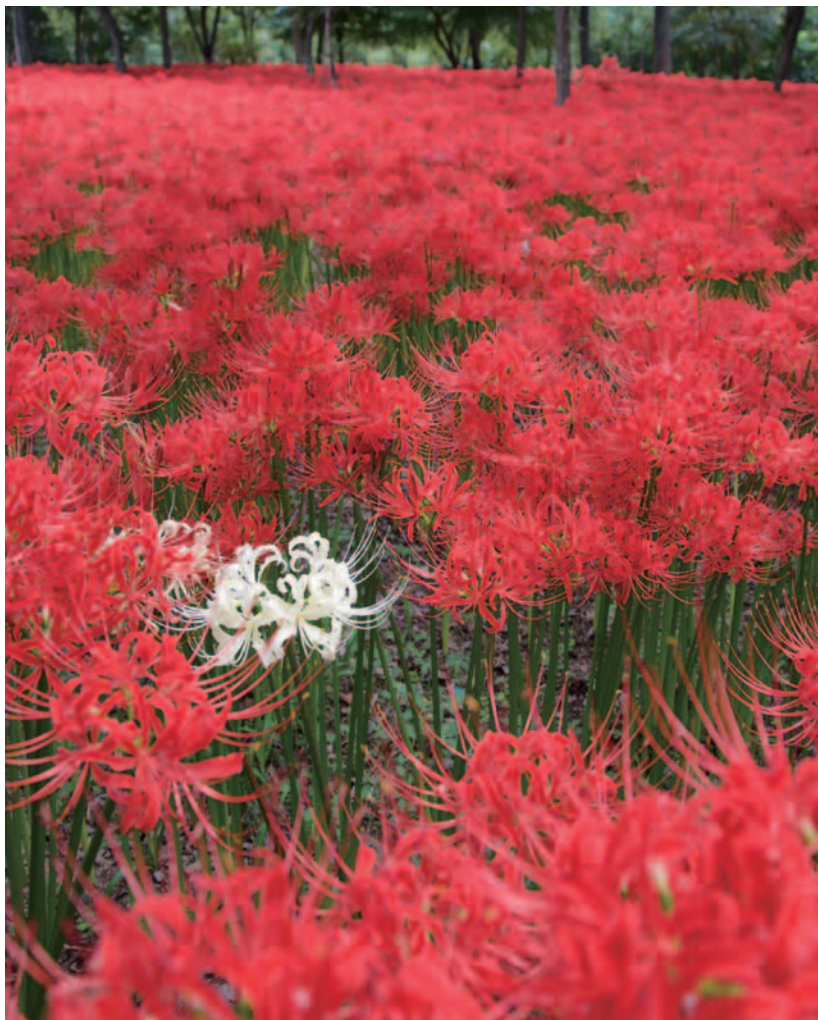




彼岸花

NAO Letter

N
A
O
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

9月

(長月) SEPTEMBER

21日・敬老の日
22日・秋分の日

日	・	13	27
月	・	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	・
金	4	18	・
土	5	19	・
日	6	20	・
月	7	21	・
火	8	22	・
水	9	23	・
木	10	24	・
金	11	25	・
土	12	26	・

9月の税務と労務

国 税／8月分源泉所得税の納付

9月10日

国 税／1月決算法人の中間申告

9月30日

国 税／7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

9月30日

国 税／10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の
場合)

9月30日



ワンポイント 新型コロナに伴う助成金の課税関係

国等からの助成金の課税関係は、その助成金の事実関係により異なります。新型コロナウイルス感染症対応休業支援金や特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金などは非課税とされますが、持続化給付金や家賃支援給付金、雇用調整助成金などは事業所得や雑所得等として課税対象となります。

年金制度 改正の あらまし (2年6月5日成立)

より多くの人がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るために公的年金制度を見直した、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が、今年六月五日に公布されました。主な改正事項は、次のとおりです。

- ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大
- ・ 在職中の年金受給の在り方の見直し
- ・ 受給開始時期の選択肢の拡大
- ・ 確定拠出年金の加入可能要件の見直し

一 短時間労働者に対する適用拡大

(一) 適用拡大の経緯
初めに、これまでの短時間労働者に対する適用拡大について見ていきます。

平成二十八年十月に、従業員数五〇〇人超（適用拡大以前の基準による通常の被保険者の人数）の企業において、次の要件を満たす短時間労働者を厚生年金保険・健康保険の被保険者とする適用拡大が行われました。

①

週所定労働時間二〇時間以上
② 月額賃金八・八万円以上
「八・八万円以上」の判定は、基本給及び諸手当によって行い、時間外労働や休日労働等の手当・賞与・臨時的な賃金等を含まずに判定します。

③ 勤務期間一年以上見込み

④ 学生は適用除外

そして、平成二十九年四月には、五〇〇人以下の企業において、労使の合意に基づき短時間労働者を被保険者にできるようになりました（企業単位）。

(二) 今後の適用拡大

短時間労働者を適用対象とすべき事業所の企業規模要件（現行では五〇〇人超）が、次のとおり段階的に引き下げられます。

・ 令和四年十月 一〇〇人超

・ 令和六年十月 五〇人超

また、前述の要件のうち、①週労働時間二〇時間以上、②賃金月額八・八万円以上、④学生除外の要件は現行のままとされますが、③の勤務期間要件（一年以上見込み）は撤廃され、フルタイムの被保険者と同様に「二か月超」の雇用見込みの要件が適用されます。

(三) 健康保険の適用拡大

健康保険についても、厚生年金保険と同様に適用拡大が行われます。【厚生年金保険と同時に施行】

(四) 非適用業種の見直し

これまで厚生年金保険・健康保険の適用は任意とされていた非適用業種の見直しが行われます。

具体的には、法律又は会計に係る業務を行う事業の事業所又は事務所（弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士など）であって、常時五人以上の従業員を使用する個人事業所は、強制適用事業所とされます。【令和四年十月一日施行】

員を使用する個人事業所は、強制適用事業所とされます。【令和四年十月一日施行】

二 在職中の年金受給

(一) 年金額の改定

現行制度では、老齢厚生年金の受給権者が就労し、厚生年金保険の被保険者となっている間は、被保険者期間の月数が増え、年金額は改定されず、資格喪失時（退職時または七〇歳到達時）に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額が改定されています（退職改定といえます）。

例えば、老齢厚生年金の受給権を取得したときに、年金額の計算に用いる被保険者期間の月数が「三〇〇月」であった者は、退職改定をするまで「三〇〇月」を用いて年金額を計算します。

この改定方法が見直され、六五歳以上の者については、在職中であっても年金額を改定（毎年一回、十月分から）することとされました。【令和四年四月一日施行】

これにより、就労を継続したことによる効果を、退職を待た

ず早期に年金額に反映すること
ができるようになります。

(二) 在職老齢年金

六五歳未満の厚生年金保険の
被保険者に支給される特別支給
の老齢厚生年金は、報酬と年金
額に応じた調整が行われていま
す（在職老齢年金制度）。

現行制度では、報酬と年金の
合算額が一月あたり「二十八
円」を上回るときに、年金額の
全部または一部が支給停止さ
れています。

この支給停止が開始される報
酬と年金の合計額の基準
（二十八万円）を、現行の六五歳
以上の在職老齢年金制度と同様
の「四十七万円（今年度額）」に
引き上げることとされました。

【令和四年四月一日施行】

なお、特別支給の老齢厚生年
金は、生年月日に応じた支給開
始年齢の引き上げが行われてい
るところであり、男性は令和七
年度、女性は令和十二年度まで
の制度^(注)となります。

(注) 男性は昭和三十六年四月二

日以後生まれ、女性は昭和
四十一年四月二日以後生まれ
の者から特別支給の老齢厚生

年金は支給されなくなり、本
来の老齢厚生年金（六五歳以
後）のみを受給することとな
ります。

三 受給開始時期の選択肢 の拡大

公的年金の受給開始時期は
「繰上げ」「繰下げ」が認めら
れており、現行制度では、六〇歳
から七〇歳の間で選択をするこ
とができます。

① 六五歳前に受給（繰上げ）
支給開始を繰り上げる月数に
より減額率が変わります。

一月あたり〇・五％減額さ
れ、六〇歳到達時（六〇月繰上
げ）から受給したときは、三〇
％（ $0.5\% \times 60$ 月）減額さ
れたものとなります。

なお、前述の「特別支給の老
齢厚生年金」は、「繰上げ」に
よる老齢厚生年金とは異なるも
のであり、減額されることなく
支給されます（在職老齢年金制
度による支給停止が行われる場
合を除く）。

② 六五歳後に受給（繰下げ）
支給開始を繰り下げる月数に
より増額される率が変わります。

一月あたり〇・七％増額さ
れ、六五歳から受けられるもの
を七〇歳到達後に受給開始した
ときは、四二％（ $0.7\% \times$
六〇月）増額されたものとなり
ます。

今回の改正では、②の繰下げ
受給の上限年齢が引き上げら
れ、「七五歳」とされました。

繰下げによる増額率は現行と
同じく一月あたり〇・七％であ
り、七五歳から受給開始したと
きは、八四％（ $0.7\% \times$
一二〇月）の増額です。【令和
四年四月一日施行】

その他に、繰り上げ減額率の
変更（一月あたり〇・四％）な
どの改正も行われる予定です。

四 確定拠出年金等の改正

(一) 加入可能要件の見直し

① 企業型確定拠出年金
「七〇歳」（現行六五歳）未満
であれば加入者となることがで
きるようになります。【令和四
年五月一日施行】

② 個人型確定拠出年金
（iDeCo）
「六〇歳未満」の要件は削除
され、国民年金法の第一号被保

険者（保険料免除者を除く）、
第二号被保険者（企業型掛金拠
出者等を除く）、第三号被保険
者及び任意加入被保険者は、個
人型年金加入者となることがで
きます【令和四年五月一日施行】。

(二) 受給開始時期等の選択肢拡
大

① 確定拠出年金
公的年金の受給開始時期の選
択肢の拡大に併せて、受給開始
時期の上限年齢が七五歳（現行
は七〇歳）に引き上げられま
す。【令和四年四月一日施行】

② 確定給付企業年金
企業の高齢者雇用の状況に応
じたより柔軟な制度運営を可能
とするため、受給開始時期の設
定可能な範囲を七〇歳（従来は
六五歳）までに拡大しました【令
和二年六月五日（公布日）より
施行】。

今回取り上げたものの以外にも
制度面・手続面の改善が図ら
れ、順次施行される予定です。
今後、詳細が公表されるもの
もございますので、厚生労働
省・日本年金機構のホームページ、年金事務所が発信する情報
にご注意ください。

求職者給付の特例(雇用保険)

新型コロナウイルス感染症の感染予防を理由として、やむを得ず離職した者は「特定受給資格者」とし、基本手当の所定給付日数が手厚くなる場合があります(被保険者であった期間、離職時の年齢により90日から330日の範囲で決定)。

令和2年5月1日以降に、本人の職場で感染者が発生したこと、または本人もしくは同居家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合により離職した者が対象です。

※ 受給資格決定の手続きの際に、上記要件に該当するかを確認されますので、公共職業安定所に行かれるときには診療の明細やお薬手帳、母子手帳等の事情を確認できる書類をご用意ください。

〈参考〉

失業時に受ける基本手当の所定給付日数は、離職理由等に応じ次のとおりとされています。

① 特定受給資格者等

倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者等をいいます。被保険者であった期間、離職時の年齢により90日から330日の範囲で所定給付日数が決定されます。

② 就職困難者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、社会的事情により就職が著しく阻害されている者などが該当します。被保険者であった期間、離職時の年齢により150日から360日の範囲で決定されます。

③ ①または②に該当しない者

一身上の都合による退職者など、上記①または②に該当しない者は、被保険者であった期間に応じ90日から150日の範囲で決定されます。離職時の年齢による日数の差は設けられていません。

ハラスメント悩み相談室(厚生労働省)

職場でのセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワーハラスメントのことで悩んでいる方・困っている方などからの相談窓口として「ハラスメント悩み相談室」が設置されています(厚生労働省)。

相談は、電話・相談フォーム・メールにより受け付けられています。電話による相談は、曜日

により受付時間帯が異なるため「ハラスメント悩み相談室」で検索し、専用サイトにてご確認ください。

なお、医療行為にあたる内容や、労災認定、法違反かどうか等の断定を伴う判断についての相談には対応できないなど、相談室利用の際には、注意点があります。

令和3年3月新規高卒者採用選考開始期日等の変更

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国の高等学校で臨時休業期間があったことにより、新規高等学校卒業者の就職準備期間が短くなり、生徒が不安を抱えたり、不十分な準備のまま就職活動に臨むことが懸念されます。

このため、生徒の希望・適性にあった就職を実現し、ミスマッチによる早期離職を防止する観点から、全国高等学校長協会、主要経済団体、文部科学省及び厚生労働省による検討会議が開催され、令和3年3月に高等学校を卒業する生徒の採用選考期日を変更することとされました。

① 企業による学校への求人申込及び学校訪問開始…7月1日(変更なし)

② 学校から企業への生徒の応募書類提出開始…10月5日(変更前は9月5日)

※沖縄は9月30日(変更前は8月30日)

③ 企業による選考開始及び採用内定開始…10月16日(変更前は9月16日)。